

○グリーンプランおおた推進会議傍聴要領

令和 8 年 6 月 16 日 8 資環発第 10599 号
資源環境部長決定

(趣旨)

第 1 条 この要領は、グリーンプランおおた推進会議設置要綱（平成 23 年 5 月 24 日付け 23 まま発第 10175 号区長決定）第 1 条に規定するグリーンプランおおた推進会議（以下「推進会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めたものである。

(傍聴の手続)

第 2 条 推進会議を傍聴しようとする者は、会議の開始 10 分前までに傍聴申込書（別記第 1 号様式）をグリーンプランおおた推進会議委員長（以下「委員長」という。）に提出し、委員長の許可を得て、傍聴券（別記第 2 号様式）の交付を受けなければならない。

2 傍聴券は、会議当日の受付で、先着順に交付する。

(傍聴券の提示等)

第 3 条 傍聴券の交付を受けた者は、会議室に入場する際、係員に提示しなければならない。

2 傍聴券は、会議室から退場する際、係員に返さなければならない。

(傍聴することができない者)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を持っている者
- (2) ビラ、プラカード又は旗の類を持っている者
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン又はヘルメットの類を着用している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音器又は写真機の類を持っている者。ただし、第 7 条ただし書の規定により、撮影又は録音をすることにつき委員長の許可を得た者を除く。
- (5) 酒気を帯びていると認められる者
- (6) その他議事を妨害することを疑うに足る顕著な事情が認められる者

2 委員長は、必要と認めたときは、傍聴人に対し、係員をして前項第 1 号及び第 2 号に規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 委員長は、前項に規定する質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

(傍聴人の定員)

第 5 条 傍聴人の定員は、10 名程度とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(傍聴人の禁止事項)

第 6 条 傍聴人は、次に掲げる事項をしてはならない。

- (1) 帽子、外とう又はえり巻の類を着用すること。ただし、病気その他正当な理由がある場合は、この限りでない。
- (2) はち巻又は腕章の類をする等示威的行為をすること。
- (3) 飲食、喫煙又は談話をすること。

(4) 会場における言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と可否を表明すること。

(5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をすること。

(6) その他会場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をすること。

(撮影及び録音の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、動画等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する処置)

第9条 委員長は、傍聴人がこの要領に違反したときは、注意を促し、これに従わないときは、その者を退場させることができる。

(傍聴人の退場)

第10条 委員長が傍聴禁止を宣告し、又は退場を命じたときは、傍聴人は速やかに退場しなければならない。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、資源環境部長が定める。

付 則

この要領は、令和8年7月1日から施行する。

別記

第 1 号様式（第 2 条関係）

No. _____

傍聴申込書

（宛先） グリーンプランおおた推進会議委員長

年第 回グリーンプランおおた推進会議を傍聴したいので、申し込みます。

住 所

氏 名

第2号様式（第2条関係）

No. _____

傍 聴 券

傍聴人氏名 _____

年第 _____ 回グリーンプランおおた推進会議の傍聴を許可します。

年 _____ 月 _____ 日

グリーンプランおおた推進会議委員長

※この傍聴券は、退場の際係員に返却ください。

（傍聴人の禁止事項）

第6条 傍聴人は、次に掲げる事項をしてはならない。

- （1） 帽子、外とう又はえり巻の類を着用すること。ただし、病気その他正当な理由がある場合は、この限りでない。
- （2） はち巻又は腕章の類をする等示威的行為をすること。
- （3） 飲食、喫煙又は談話をすること。
- （4） 会場における言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と可否を表明すること。
- （5） みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をすること。
- （6） その他会場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をすること。

（撮影及び録音の禁止）

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、動画等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

<グリーンプランおおた推進会議傍聴要領より>